

令和6年11月28日

名寄市長 加藤 剛 士 様

名寄市上下水道事業経営審議会
会 長 山 上 瞳

名寄市上下水道事業の経営状況（適切な水道料金のあり方）について（答申）

本審議会は、令和6年11月8日付け名業務第50号で諮問された事項につきまして、慎重に審議を重ねてきた結果、次のとおり結論を得ましたので答申いたしますとともに、留意すべき事項につきまして付帯意見として申し添えいたします。

記

1 答申内容

(1) 料金水準について

物価高騰、またコロナ禍からの回復期にある中で、水道料金の値上げによる市民生活や事業活動等に及ぼす影響とその負担感は大きなものとなります。しかし、ライフラインである水道事業の将来にわたる安全で安定した供給のためには、財政の健全化が必要であることから、水道料金の改定は止むを得ないものと判断しました。なお、その平均改定率については、概ね2割以内となるよう設定していただきたい。

ただし、今後の事業運営においては、さらなる経費の削減や効率的な運用など、常に利用者の負担軽減に努めていただきたい。

(2) 基本水量の設定について

13 mmから25 mmまでのメーター口径使用者に対する基本水量について、利用状況の変化への対応やわかりやすい体系とするため、その設定を一律とすることが適切と判断しました。なお、変更にあたっては、当該メーター口径使用者への負担増に充分配慮していただきたい。

(3) 算定期間と改定時期について

水道料金の算定期間については、令和7年度から令和11年度までの5年間とし、改定については、市民等への十分な説明等を前提に、令和7年度中の実施が財政上から望ましいものと判断しました。また、今後においては、事業経営の改善に努めていくとともに、適切な料金のあり方について概ね5年を目途に検討していただきたい。

2 答申までの審議内容

適切な水道料金のあり方については、人口減少のほか大口需要家の使用水量の減少による影響などにより、水道事業会計における収入が減収し保有する現金の減少が想定されることから、適切な水道料金のあり方について、市の諮問を受けて審議してきました。

水道事業においては、これまでも投資財政計画の見直しを行ってきたものの、人口減少や大口需要家の撤退等により減収見込みが想定される中、今後の事業において浄水場の電気設備更新や老朽管更新を進めなければならず、現在の料金体系では令和10年頃には現金保有が消失する見込みとなることについて確認しました。

加えて、水道事業において新たに実施した水道料金の財政試算では、総括原価に対して現行料金による収入が不足しているため、今後においては約2割程度の増収が必要であるなど水道料金改定の必要性について確認したところです。

次に、その改定案として、料金単価を2割増及び1.5割増とする案のほか（A案、D案）、小口径使用者の収入割合及び基本料金の収入割合を増加する案（B案、C案）について検討し、各案において、平均改定率、遡増度、基本水量や基本料金の収入割合、健全な財政運営のための財源確保などの観点から考察しました。

なお、財源確保としては、令和7年度から11年度までの5年間の料金算定期間に加え、次期経営戦略期間として令和18年度までの12年間における経営状況も加味して審議しています。

次に、現行料金体系における課題についても検討し、基本水量の設定において、13mm口径が5 m^3 、20mm口径が8 m^3 、25mm口径が10 m^3 までとなり複雑になっていることから、今後は13mmから25mmまでの設定を一律に5 m^3 とするなど、現状の利用状況に適したわかりやすいサービス体系への移行と経営の安定確保に努める必要があるものと確認しました。

この点については、改定案において、20と25mm口径使用者の負担増を考慮し、基本料金を減額するなどの調整が必要であることも確認しています。

次に、料金改定の時期については、事務局では令和7年9月からの改定を予定し、市民周知の期間等を充分設けながら実施していく意向があることを確認しました。また、改定にあたっては、生活困窮者に対する配慮を行うとともに、著しい増額が生じた場合における激変緩和措置の検討の必要性についても確認しています。

さらに、消費税や端数処理の取り扱い、検針サイクルの統一についての検討を行ったほか、今後の上下水道事業の運営においては、老朽化や耐震化対策などによる計画的な事業実施が必要であることも確認しました。

最後に、下水道事業においては、現行使用料で当面の経営は維持できるものと見込まれますが、今後、新規事業や改修事業が想定されていることから、次の算定期間において経営状況の見直しを行い適切な使用料のあり方について検討していく必要があることについても確認しました。

以上、財政試算に基づく改定案の検討のほか、水道事業における課題を整理し、慎重に審議を重ねた結果、適切な水道料金のあり方については、答申内容のとおりとすることが適当であるとしたものです。なお、今後の事業において留意すべき事項については、次のとおり付帯意見として申し添えます。

3 付帯意見

(1) 改定案の検討結果について

改定案としては、基本水量の変更に伴う負担調整を行い、基本料金の割合を増加させながら小口需要家への負担を抑制している「C案(調整)」の考え方を中心に検討していくことが適当です。これにより、財政状況の改善と料金体系の課題解決がなされるものと期待しますが、大口需要家への負担増なども懸念されるため、今後の検討にあたっては十分に留意していただきたい。

また、当案では、20と25mm口径使用者における負担増の緩和策として、基本料金の減額による調整を行っていますが、できるだけ負担の公平性を考慮した調整となるよう留意していただきたい。

なお、改定にあたっては、生活困窮者に対して配慮するとともに、著しい増額が生じた場合における激変緩和措置などの検討も加えるよう留意していただきたい。

(2) 検針サイクルの統一について

現在、水道メーターの検針において、検針月が地区によって毎月と隔月で異なっていることから、市民サービスの公平性が保たれておらず、事務作業も煩雑になっている状況です。今後、隔月検針地区にスマートメーターが導入されて一部で自動検針化が図られることから、検針サイクルを統一して簡易で明確な検針体制とするよう早急に検討していただきたい。

(3) 端数処理の取り扱いについて

端数処理については、公平性の観点に加えて厳しい財政状況を鑑みた場合、現在の10円未満ではなく1円未満の切り捨てによる端数処理が最も適切な処理方法と考えられることから、早急に改善していただきたい。

(4) 消費税の取り扱いについて

消費税の税抜き表示などの検討については、適切な水道料金のあり方とする諮問の趣旨に添わないため、市全体の使用料の考え方ともあわせて、市民にとって分かりやすい表示に努めていただきたい。

(5) 下水道事業における使用料について

下水道事業の現行使用料については、当面の経営維持にあたり問題なく設定されてい

るものと認識していますが、今後においては、定期的な財政状況の報告とともに、新規事業や改修事業を踏まえながら適切な使用料のあり方について検討していく必要があります。

(6) 老朽化や耐震化の対策について

上下水道は、私たちの生活において欠くことのできない重要なライフラインであることから、不断の老朽化対策のほか計画的な耐震化対策を図りながら、将来にわたり安全で安心した上下水道事業が継続できるよう取り組んでいただきたい。